**注：登録喀痰吸引等事業者は、実地研修の実施方法について規定すること。**

既に登録特定行為事業者の登録を受けており、実地研修の実施方法を「業務方法書」に追加する場合、以下の例を参考にすること（番号は各事業所で適宜変更のこと）

【例】 喀痰吸引等のうち、当該介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行う。

（1）　喀痰吸引等の行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則別表第一第二号の表下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査する。

　　実地研修責任者：○○　○○

（2） （1）の審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付する。

（3） （2）の実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存する。

（4）　実地研修修了証の交付状況について、少なくとも年に1回以上長野県知事に報告する。